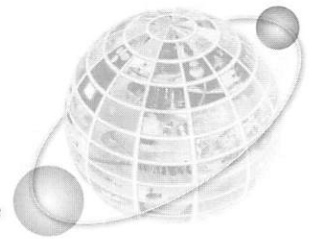


事件記録の廃棄

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



平

穩無事に生きたい。多くの人の当たり前の願いである。しかし、突然の事件・事故が起こり、日常が壊されることもあった。しかし、少なくとも暴力的に命を脅かされ、奪われることはなかった。一方で、本人や家族が事件・事故に巻き込まれ、深い悲しみに襲われ、生きていく気力さえ失った人も少なくない。その人たちに寄り添い、支える術は何か。この難題を考えるきっかけとなる出来事が最近あった。

重大事件の記録

それは、神戸連続児童殺傷事件の記録の廃棄が明らかになったことである。

この事件は97年2月から5月にかけて起きた。当時14歳だった男子中学生が、小学生5人を殺傷した事件である。容疑者は逮捕され、神戸家庭裁判所に送致された。そして、同家裁の決定によって、医療少年院に送致された。その後、仮退院を認められ社会復帰している。「少年A」の事件と呼ばれることもある。

22年10月、担当した同家裁が当該事件記録を11年に廃棄していたことが明らかになった。

報道によれば、「一般的な少年事件の捜査書類や審判記録」は「少年



が26歳になるまでの保存」が定められているという。また、「最高裁判所の内規」は、「歴史的な資料などと判断した記録について『保管期間満了後も保存しなければならぬ』と定め、『特別保存』として永久的に保存する」ように指示しているという(NHKニュース22年10月20日)。

その後、同様の重大事件の記録の廃棄が全国で相次いで明らかになった。大分一家6人殺傷事件(00年)、長崎・佐世保小6女児殺害事件(04年)、京都・亀岡暴走事故(12年)などである。いずれもメディアが大きく取り上げ、社会に対して大きな衝撃を与えた。そして、遺族や関係者などが深く悲しみ、それぞれの痛みに対する共感が社会に広がった。

一般に裁判所は「法の番人」という印象が強い。そこで、このような

記録の廃棄が普通に行われていたことに驚く。いったん廃棄されれば、記録は二度と戻らない。そのことが遺族に与えた衝撃は、ことのほか大きいと思われる。これを象徴するのが、前出のニュースで紹介された、神戸連続児童殺傷事件の被害者児童の父親のコメントである。

「廃棄は考えてもいなかったもので、驚いたとともにあきれました。加害者がなぜ事件を起こしたのかを推測できるような資料は今でも見たいと思います。資料が保存されていても今の制度では閲覧できない事実は変わりませんが、廃棄には憤りを感じます」

「特別保存」の要件

裁判記録の保存については、最高裁判所が「事件記録等保存規程」(64年12月12日)を定めている。「特別保存」を定めたのが9条で、その規定よりは以下のとおりだ。これによれば、廃棄された事件の記録はいずれも「特別保存」に該当すると思われる。

第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保管期間満了の後も、その



事由のある間保存しなければなら
ない。

2 記録又は事件書類で史料又は
参考資料となるべきものは、
保存期間満了の後も保存しな
ければならない。

3 前項の記録又は事件書類で相
当であると認めるものは、最
高裁判所の指示を受けてその
保管に移すことができる。

1項は「事件の当事者や関係者な
どからの要望に基づいて、特別保
とされる」場合だ。2項は要望があ
った場合に「特別保存」することは
同じである。しかし、要望の有無に
関わらず裁判所自身の判断で「特別
保存」できる点で1項とは違う。

今回の廃棄に関わるのが後者2項
「特別保存」である。その判断基準
が以下である。

ア 重要な憲法判断が示された事
件

イ 法令の解釈運用上特に参考に
なる判断が示された事件

ウ 訴訟運営上特に参考となる審
理方法により処理された事件

エ 世相を反映した事件で史料の
価値の高い事件

オ 全国的に社会の耳目を集めた
又は当該地方において特殊な

意義を有する事件

カ 調査研究の重要な参考資料に
なる事件

神戸連続児童殺傷事件はこのうち
のエ、オ、カにあたりと解される。

要望の有無に関係なく、「特別保
存」すべき事件だったのにも関わら
ず、なぜ廃棄したのか。真相は解明
中だろうが、いくつかの仮説が成り
立つ。

記録廃棄の理由

一つの仮説は「お役所仕事」であ
ることだ。一般的な意味は「とかく
形式的で不親切・非効率になりがち
な仕事」のあり方をさす。事件記録
の廃棄についていえば、単純に「保
存期間」が経過したというのが主た
る理由である。廃棄する記録の内容
を確認しないで、「期間経過」のよ
うな文書箱に入れただけだったのか
もしれない。

また、「保存期間」以外のタグが
用いられていなかったのだろうか。
タグとは「情報の意味づけや分類す
る文字列」であり、デジタル情報の
取扱いの中では普遍的概念、方法
である。ただ、紙の文書でのタグ付
けは、文書分類のように不可能では

ないが、難点がある。

もう一つの仮説は事件記録を保管
する「場所」の問題だ。DX化が進
む現状でも、役所も裁判所も文書中
心主義である。日常的に多様な事柄
について文書を作成、取得する。そ
れぞれに保存期間が定められている
が、こうした文書を保管する場所の
確保に悩む職場は多い。

今回の出来事についても「倉庫が
手狭になった影響もあるかもしれな
い」という元男性職員の証言があっ
たという(神戸新聞23年3月18日)。
彼は「記録はほとんどたまるのだか
ら、入らなくなれば(保存場所を)
国の金をかけて造らなあかん。廃棄
していかないとサボっているのと同
じことですよ」とまで証言している。

こうした「論理」で廃棄を正当化
できるか疑問である。それは記録内
容の精査もしないまま、重大な事件
も軽微な事件も一緒くたにしている
からだ。はじめに前出の判断基準を
踏まえて、「特別保存」の要否を見
極めるべきだったのではないか。そ
れをしていないことこそ「サボって
いるのと同じ」である。

家族・遺族の 視点の欠落

最後に、もう一つの要因をあげた

い。「お役所仕事」は不親切である。
不親切とは自分のことしか考えない
で、相手の視点を欠くことだ。
事件の記録の場合、家族・遺族な
どの視点で考えると、安易な記録の
廃棄は2度目の「殺人」とみなせ
る。記録上には確かに存在した愛お
しい存在が、廃棄によって消されて
しまった。

前出の父親のコメントには心が痛
む。事件記録の閲覧も叶わず、さら
に廃棄によって永遠に亡き息子に出
会う機会を奪われた。わずかに記録
の中に生きていた息子が、消失した
無念さを考えると涙が出る。

この意味で、事件記録の取扱い
は、家族・遺族にとっては生きた証
としての遺品・形見の強奪であり、
損壊である。廃棄に携わった職員や
組織に、こうした視点は感じられな
い。見極めが面倒で、保管場所もな
いから捨てたという言葉には、親切
さはまったくない。

重大事件の記録は歴史的価値のあ
る資料である。同時に、家族・遺族
にとっては、自分の生と切り離せな
い個人情報なのである。その意味で
かけがえのない記録を廃棄した「罪」
は重い。